

防火対象物に係る表示制度



建物の防火安全情報 表示制度



平成26年8月1日からホテル・旅館等に対する表示制度が始まりました。

表示制度の目的について

防火・防災管理上の一定の基準に適合している防火対象物について、その情報を利用者に提供するための「表示」を行い、利用者の選択を通じて防火安全体制の確立を促すことで、国民の安全・安心を推進するものです。



表示制度の対象となる建物について

地階を除き階数が3以上であり、収容人員が30人を超える建物で、ホテル・旅館等の部分が存するものが対象となります。

※ 表示制度のリーフレットをダウンロードできます。(クリックしてください)



表示マークについて

消防機関の審査の結果、表示基準に適合していると認められたホテル・旅館等に、消防署長が「表示マーク(銀)」を交付します。3年継続すると「表示マーク(金)」が交付されます。



表示マーク (銀)



3年継続すると



表示マーク (金)

表示マークの申請について

表示マークの交付(更新)を希望するホテル・旅館等の関係者は「表示マーク交付(更新)申請書」に以下の書類を添えて管轄する消防署長に申請してください。

- 防火対象物点検結果報告書
- 防災管理点検結果報告書
- 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書
- 製造所等定期点検記録表
- 特殊建築物等定期調査報告書
- その他消防機関が必要と認める書類

防災管理点検結果報告書、製造所等定期点検記録表については、法令等により点検の義務がある場合のみ提出が必要になります。

※ 申請書をダウンロードできます。(下記をクリックしてください)



[表示マーク交付\(更新\)申請書\(別記様式第1\)](#) (ワード形式 21 キロバイト)

